

ご利用者様、ご家族様

社会福祉法人 諏訪福祉会
 介護老人保健施設 かりんの里
 施設長 富田 和彦
 TEL:0266-57-5755
 FAX:0266-57-5766

ご利用料金について

令和3年4月1日改定

☆ 短期入所の場合

(1) 基本となる1日あたりのご利用料金【●の金額は1割負担分。2割負担の方は下記金額×2、3割の方は×3】

多床室 (1日あたり)	●介護保険1割負担金		●加算合計 ※1	居住費	食費	日常生活費	教養 娯楽費	個人合計負担額
	要支援1	658円	92円	377円	1,640円	150円	100円	3,017円+※2
	要支援2	817円	92円	377円	1,640円	150円	100円	3,176円+※2
	要介護1	875円	92円	377円	1,640円	150円	100円	3,234円+※2
	要介護2	951円	92円	377円	1,640円	150円	100円	3,310円+※2
	要介護3	1,014円	92円	377円	1,640円	150円	100円	3,373円+※2
	要介護4	1,071円	92円	377円	1,640円	150円	100円	3,430円+※2
	要介護5	1,129円	92円	377円	1,640円	150円	100円	3,488円+※2

個室 (1日あたり)	●介護保険1割負担金		●加算合計 ※1	居住費	食費	日常生活費	教養 娯楽費	個人合計負担額
	要支援1	619円	92円	1,668円	1,640円	150円	100円	4,269円+※2
	要支援2	762円	92円	1,668円	1,640円	150円	100円	4,412円+※2
	要介護1	794円	92円	1,668円	1,640円	150円	100円	4,444円+※2
	要介護2	867円	92円	1,668円	1,640円	150円	100円	4,517円+※2
	要介護3	930円	92円	1,668円	1,640円	150円	100円	4,580円+※2
	要介護4	988円	92円	1,668円	1,640円	150円	100円	4,638円+※2
要介護5	1,044円	92円	1,668円	1,640円	150円	100円	4,694円+※2	

(2) 基本となる1日あたりの加算料金…上記の表に含まれています。【金額は1割負担分。2割負担の方は下記金額×2、3割負担の方×3】

加算	夜勤職員配置加算	24円	※1上記表中の加算合計の内訳	
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	46円		
	サービス提供体制加算(Ⅰ)	22円		
	処遇改善加算Ⅰ	※2		実費以外の所定単位数合計×0.039
	特定処遇改善加算Ⅰ			実費以外の所定単位数合計×0.021

(3) 必要に応じて追加される加算料金【金額は1割負担分。2割負担の方は下記金額×2・3割負担の方×3】

その他の加算	送迎加算	184 円	片道につき
	療養食加算	8 円	糖尿病、腎臓病等医師の指示に基づき特別な療養食を提供する場合 1回につき
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 円	利用者総数のうち日常生活に支障を来す恐れがある認知症の方が1/2以上おり、専門的な認知症ケアを実施していること
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 円	
	個別リハビリテーション加算	240 円	1回20分以上の個別リハビリを行った場合
	認知症ケア加算	76 円	認知症専門棟入所の場合
	認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※	200 円	認知症日常生活度Ⅲ以上であり、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者であること
	緊急短期入所受入加算 (7日間を限度とし、※との併用不可)	90 円	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所療養介護を受けることが必要と認めた場合
	重度療養管理加算 (要介護4または5のものに限る)	120 円	要介護4又は5であって、厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理を継続的に行い、かつ療養上必要な処置を行った場合
	緊急時施設療養費(緊急時治療管理)	518 円	1月に1回3日を限度に、1日につき
	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40 円	厚生労働省へ入所者の心身の状況等に係る基本的な情報の提出を行っている 1月につき
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60 円	
若年性認知症利用者受入加算 (※を算定している場合は不可)	120 円	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること	

○ その他実費のかかるもの

- ・ 理美容代 実費
- ・ 持ち込み電気器具 1点1日につき55円

○ 食費の内訳

- ・ 朝食 320円
- ・ 昼食 660円
- ・ 夕食 660円

尚、ご不明な点がございましたら、支援相談員までお問い合わせ下さい。